

高齢者の消費者トラブル

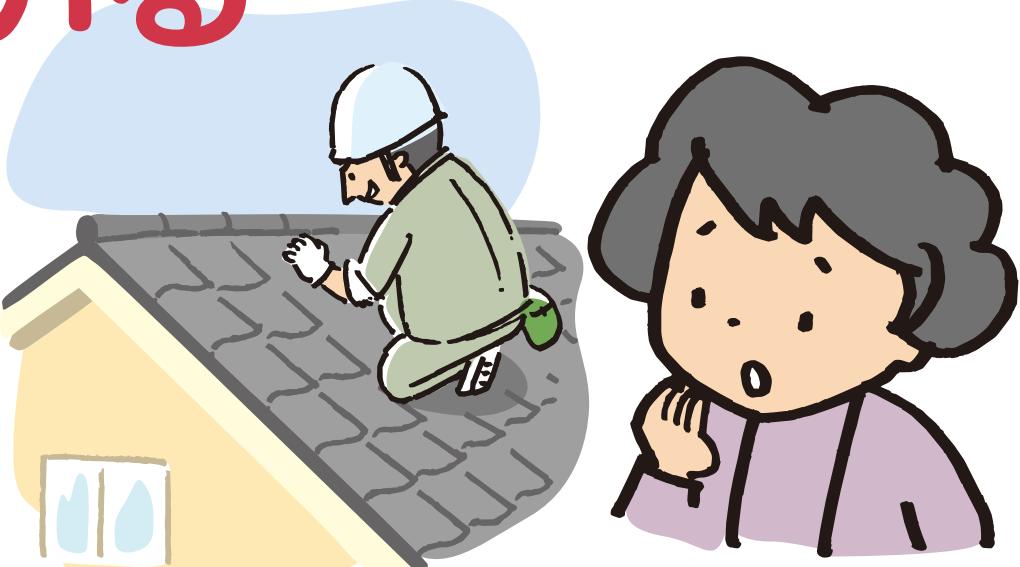
こんな様子が見られたら
要注意!!

見守りポイント

高齢者の消費者トラブル相談が多く寄せられています。
まわりの方々の見守りで、トラブルを防ぎましょう！

見慣れない人が、よく出入りしている

訪問販売業者等に複数の契約をさせられる
可能性があります。「必要のない契約をし
ていないか」など、ひと言声をかけてください。



日用品が無料でもらえると、楽しそうに出かけていく

催眠商法と呼ばれる手口で高額な健康器具などを
買わされる可能性があります。
タイミングを見て声をかけてください。



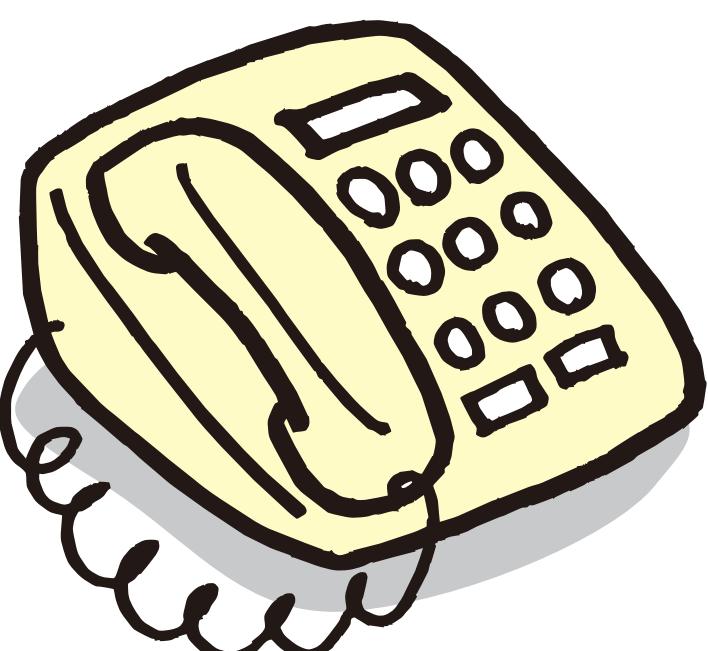
大量の段ボール箱や郵便物が届いているようだ

必要なない物を大量に買わされている可能性
があります。さりげなく話題にしてみてください。



電話がなるとおびえたり、慌てたりする

断っているのにしつこく電話がかかってきて困っている
など何かのトラブルに巻き込まれている可能性がありま
す。さりげなく声をかけて事情を聞いてみてください。



急に節約を始めた

多重債務に陥っている可能性があります。金融業者
からのダイレクトメールや請求書などがないか気
を配ってください。



こんな様子が見られたときは、声をかけて事情を聞き、困ったときには相談するように伝えましょう。

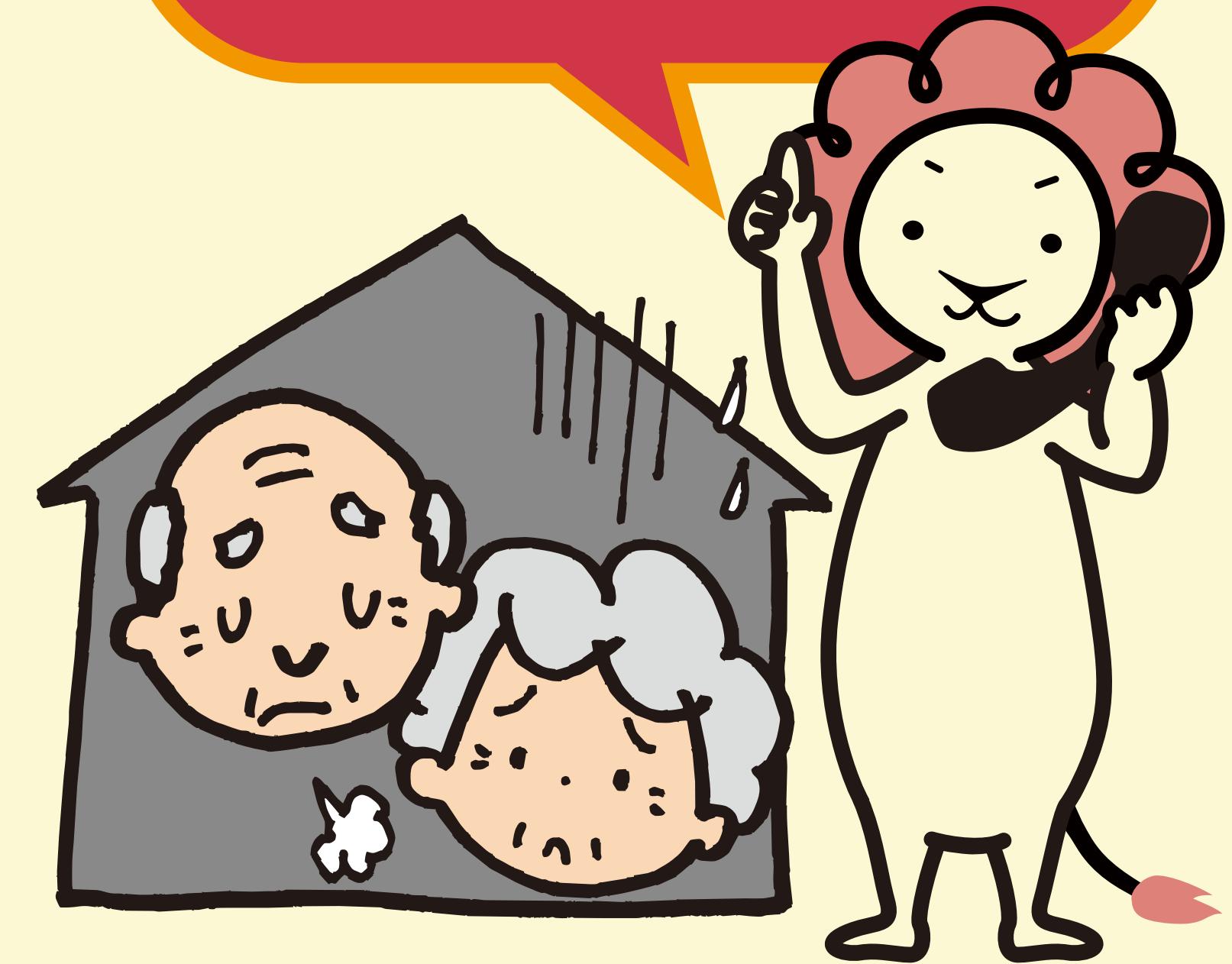
高齢者の消費者 トラブルの特徴

1.だまされたことに 気づきにくい

悪質業者は優しい言葉で近づいてきて話し相手になってくれるため、まさかだまされているとは思わない。

2.被害にあっても 相談しない

被害にあったことを恥ずかしく思い、迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いと自分を責めてしまう。



日常の金銭の管理や判断力
が不安な場合、「成年後見制度」の活用も考えましょう。

「成年後見制度」とは？

判断能力が不十分な方の、財産管理や
身上監護に関する契約などの法律行
為の援助を行う制度です。家庭裁判所
へ申し立てることにより、後見人など
を選任する「法定後見制度」と、判断能
力が衰えたときに備えて、あらかじめ
任意後見人を決め公正証書による契
約を行う「任意後見制度」があります。

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ